

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 6 年 9 月 2 日

三 川 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無			
○				三川町地内	無	令和6年度 ～ 令和10年度	三川町広域協定運営委員会	長寿命化整備計画の策定